

デジタル技術を活用した観光PR動画制作業務委託仕様書

1 業務名

デジタル技術を活用した観光PR動画制作業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日まで

3 業務の目的

本業務は、デジタル技術を活用することにより、本市の観光資源である「歴史」「産業」「自然」「食」などを、より魅力的なものとし、国内外へ効果的に発信できる観光PR動画を制作するものである。

制作した動画は本市の観光の玄関口である小田原駅のデジタルサイネージで放映することにより、旅中の観光客へアプローチし、回遊性の促進を図るとともに、SNS等を活用して旅前の観光客にも広く発信することにより、本市としての新たな魅力を広く周知し、さらなる誘客を図ることを目的とする。

についてはデジタル技術を活用した魅力的な観光PR動画制作業務について委託する。

4 業務内容

本業務の内容は動画の制作にあたり、受託者は企画立案、動画構成、演出、出演者交渉、スケジュール調整、素材作成、撮影、編集、収録、BGM音響制作、著作権等の業務の一切を行うことであり、委託者は以下の通り企画・構成されることを想定している。ただし、その他魅力的な提案があれば最終的には協議によって決定するものとする。

(1) デジタルサイネージ動画の制作

ア 動画の内容

国内外の観光客をターゲットに、本市の観光資源をデジタル技術の活用により、より魅力的に伝える動画を制作する。

イ 放映場所

小田原駅東西自由連絡通路デジタルサイネージ（縦型）2箇所

ミナカ小田原前デジタルサイネージ（横型）1箇所

※詳細は別紙参照

ウ 放映開始日

令和5年2月からを予定

エ 制作数

縦型及び横型 各5本以上を想定

オ 動画の長さ

各1分程度

カ 規格

- ・データの企画 : MP4形式
- ・解像度 : デュアルフルHD 縦型 (1080px×3840px)
フルHD 横型 (1920px×1080px)
- ・アスペクト比 : 小田原駅東西自由連絡通路 (縦型) 9 : 32
ミナカ小田原前 (横型) 16 : 9
- ・サイズ及び数量 : 小田原駅東西自由連絡通路 (縦型) 55 インチ (2台が2箇所)
ミナカ小田原前 (横型) 86 インチ (1台が1箇所)

※データの企画はMP4を基本とするが、ホームページやSNS等で再生可能な形式でも納品すること (形式については委託者が指定)。

※小田原駅東西自由連絡通路 (縦型) のデュアルフルHDは画面を別々に使用するのではなく、1つの画面として使用すること (1つの動画ファイルとすること)。

※ミナカ小田原前 (横型) は2台設置されているが使用するのは1台のみ。

キ 実施条件

①概要について

- ・撮影対象は小田原城、小田原城総構、石垣山一夜城などの歴史的観光スポットの他、文化財、食、季節の花、イベントなどを想定しているが、具体的な撮影対象については受託者から提案をすること。また、撮影テーマや撮影方法についても受託者からの提案とするが、本業務の目的や本市の観光資源を十分に理解し、魅力的な動画となるよう提案をすること。なお、最終的な撮影対象等については委託者と協議の上、決定すること。
- ・デジタル技術の種類及び使用する数は問わないが、デジタル技術を最大限に活用することにより、既存の観光資源を魅力的にし、観光客が撮影場所へ来訪する動機付けとなるような工夫をすること。

②撮影について

- ・受託者は、撮影前に委託者と撮影方法等について打合せを行うこと。
- ・撮影に関し、安全確保に配慮した体制を整えること。

- ・撮影スケジュールを事前に受注者から委託者に提出すること。また、天候不良等を考慮し、スケジュールは無理のない期日のものとする。また、十分な撮影が出来なかった場合はスケジュール変更をする等、出来る限り柔軟な対応を可能にすること。また、スケジュール変更等に係る費用については受託者にて負担すること。
- ・撮影場所等の撮影許可、画像使用及び掲載許可に関わる手続きは受託者にて実施し、撮影に関わる交通費、施設入場料等の費用については、受託者が負担すること。ただし、公共施設の場合は委託者も協力して実施する。
- ・モデルの有無は各社提案とすること。また、出演にかかる費用等については受託者にて負担すること。
- ・動画に人物が登場する場合には、受託者の責任において登場人物に対し、書面により許可を得ること。

③編集について

- ・動画内には動画の他、静止画やイラストの使用も可能とする。
- ・縦型及び横型の動画については同素材を使用して構わないが、デジタルサイネージのレイアウト特性を活かし、魅力的なものとなるよう見せ方等の工夫をすること。
- ・動画の構成については、動画撮影前及び動画編集前に絵コンテやサンプル動画等を使用し、委託者と協議の上、決定すること。
- ・デジタルサイネージ2種は無音放映のため、動画のBGM等は不要とするが、音声がなくても魅力的に魅せる工夫をすること。また、必要に応じて動画にテロップを入れること。テロップの言語については日本語と英語の2種類を入れること。日本語テロップの英語翻訳については英語を母国語とする翻訳者によるチェックを実施すること。

④色彩等の基準について

- ・輝度の高い光源の点滅及び動光を避けること。
- ・点滅周期を緩やかにすること。
例：輝度変化が20%を超える点滅は1秒間に3回以内
：点滅の周期は、1分間45回
- ・「鮮やかな赤」の点滅を避けること。
- ・コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換を避けること。
- ・規則的なパターン模様の使用を避けること。

⑤その他

- ・デジタルサイネージへ動画をアップロードする際に不具合が生じた場合などには、動画の画質を変更するなど、受託者はデジタルサイネージでの放映に向けて委託者に協力をすること。また、その際に再編集等の費用が生じる際には受託者で負担すること。
- ・マスクの着用や手洗い等、新型コロナウイルス感染症への基本的な対策を講じた上で、撮影すること。

ク 成果物について

- ・制作した動画については2次利用が可能な形式でDVD-R、USB、若しくはメールなど、委託者が指定する方法により提出すること。提出に当たっては、タイトル、撮影内容等が容易に分かるように整理すること。
- ・制作した動画等の二次利用を可能にするために必要な処理を行うこと。
- ・制作した動画等を二次利用する際に受託者の承認は不要とすること。また、必要に応じて改変（ぼかし、トリミング等）をする時は受託者はその改変に同意すること。

(2) SNS動画の制作

ア 動画の内容

(1)にて撮影した動画素材を活用し、SNS等で発信可能な本市への観光誘客が図れる動画を制作する。

イ 放映場所

小田原市ホームページ
市公式各種SNS（YouTube、Instagram等）

ウ 制作数

1分程度のもの5本以上
15秒程度のもの5本以上を想定

エ 規格

- ・データの企画：MP4形式
 - ・解像度：4K以上
 - ・アスペクト比：16：9
- ※データの企画はMP4を基本とするが、ホームページやSNS等で再生可能な形式でも納品すること（形式については委託者が指定）。

オ 実施条件

- ・(1)にて撮影した素材を活用し、動画視聴者が本市へ来訪する動機付けとなるような魅力的な動画を制作すること。なお、SNS動画の制作については(1)の「キ 実施条件の④色彩等の基準について」は考慮しなくてよい。
- ・動画内には動画の他、静止画やイラストの使用も可能とする。
- ・(1)の縦型と横型どちらの素材を使用しても構わないが、指定するアスペクト比に合ったものとする。
- ・映像と調和する効果的なBGM及び効果音を挿入すること。
- ・15秒程度の動画については、SNS等の広告宣伝への利用を想定して制作すること。また、SNSのユーザー数が多い20代から40代の年齢層を惹きつける内容となるよう工夫をすること。
- ・60秒程度の動画については、YouTube用のサムネイルを各動画ごとに作成すること。
- ・本動画の制作にあたり、再度撮影等を実施する場合には(1)の「キ 実施条件の②撮影について」を順守すること。

カ 成果物について

- ・制作した動画については2次利用が可能な形式でDVD-R、USB、若しくはメールなど、委託者が指定する方法により提出すること。提出に当たっては、タイトル、撮影内容等が容易に分かるように整理すること。
- ・制作した動画等の二次利用を可能にするために必要な処理を行うこと。
- ・制作した動画等を二次利用する際に受託者の承認は不要とすること。また、必要に応じて改変（ぼかし、トリミング等）をする時は受託者はその改変に同意すること。

5 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する総括責任者及び進行管理者をおくこと。

また、本業務の担当所管との打合せ協議は、毎月1～2回程度、対面又はWeb会議にて実施し、連絡を密に取り、情報共有をすること。

6 再委託等について

(1)業務の再委託

受託事業者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で本市の承諾を得なければならない。

(2) 地域貢献

受託事業者は、業務の再委託や物品調達等において、市内事業者を優先的に活用するよう努めること。

7 貸与資料

本業務を履行するに当たり必要な資料等のうち、本市が所有するものについては、可能な範囲で貸与する。

8 損害賠償

受託者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うこと。

9 秘密の遵守

受託者は、個人情報保護法を遵守し、委託者からの借用物、本業務の内容及び業務に係る資料を委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。

また、本業務において、受託者の社員はもとより、退職後といえども業務上知り得た情報を何人にも漏洩してはならない。

10 契約不適合責任

受託者は、本業務完了後であっても、成果品に契約内容に適合しないものが発見された場合には、受託者の負担にて修正等を行うこと。

11 著作権等について

企画提案書に特段の記載がない場合、委託業務に関する著作権等は次のとおり取り扱う。

- ・納品された成果物や、委託業務に関する企画提案書等の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、すべて委託者に譲渡するものとする。
- ・第三者が権利を有している画像等を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下著作権等という。）は、委託者が保有するものとする。
- ・受託者自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格を行使しないものとする。
- ・成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」

という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

- ・成果物や委託業務で作成したチラシ等に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

12 疑義等

本仕様書に明示していない事項あるいは作業過程において疑義が生じた場合、委託者と受託者が協議のうえ、受託者は委託者の指示に従うこと。